

番号	10
措置の名称	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
措置の内容	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 2 条に規定する郵便局における事務の取扱いについて、地方公共団体は、指定した郵便局において 6 つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができるほか、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書について、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる旨、各都道府県総務部長及び各指定都市総務局長宛に「郵便局の活用が可能な地方公共団体事務について」（平成 23 年 3 月 30 日付け総行経第 10 号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）を発出し、周知した。
関係省庁	総務省